

## 安全計画の制定について

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）において、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等については、令和 5 年 4 月 1 日より安全に関する事項についての計画（安全計画）を、各事業所等において制定することとなりました。

この改正を受け、株式会社ココペリ（発達支援センター、S S Tココペリの森）の安全計画を制定しました。